

# 10.国際連帯事業拠出金の有効活用（処置済）

外務本省

57億6000万円（指摘金額）

## 拠出金を活用して実施する事業等の概要

- ✓ **外務省は**、我が国へ飛来し得る黄砂等の中華人民共和国の環境問題への対処、青少年等の交流を通じた環境意識の啓発と対日理解の一層の促進、砂漠化防止等への貢献を図ることで、中国との関係改善の流れを一層力強いものにするるとともに、国際社会の課題に対処することを通じて戦略的互惠関係の強化につなげていくため、日中植林・植樹国際連帯事業の実施に係るガイドライン及び事業実施計画を定め、**日中植林・植樹国際連帯事業拠出金（拠出金）90億円を公益財団法人日中友好会館（会館）に拠出**
- ✓ ガイドライン等によれば、**会館は**、拠出金を活用して、①中国での植林・植樹事業（植林事業）②青少年等交流事業及び③第三国での植林・植樹事業（第三国事業）を実施
- ✓ **政府は**、平成18年に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（基金基準）を閣議決定し、補助金等の交付により造成された基金等（基金）を保有する法人（基金法人）が基金により2か年度以上にわたり実施する事業に関して、交付した府省が**指導監督を行う場合の基準を設定**
- ✓ **各府省は**、「行政事業レビュー実施要領」（実施要領）に基づき、造成した基金について、余剰資金の有無等に係る点検を行うため、**基金シートを作成、公表し、基金基準を踏まえた基金の点検を基金シートを通じて行う**

## 検査の結果

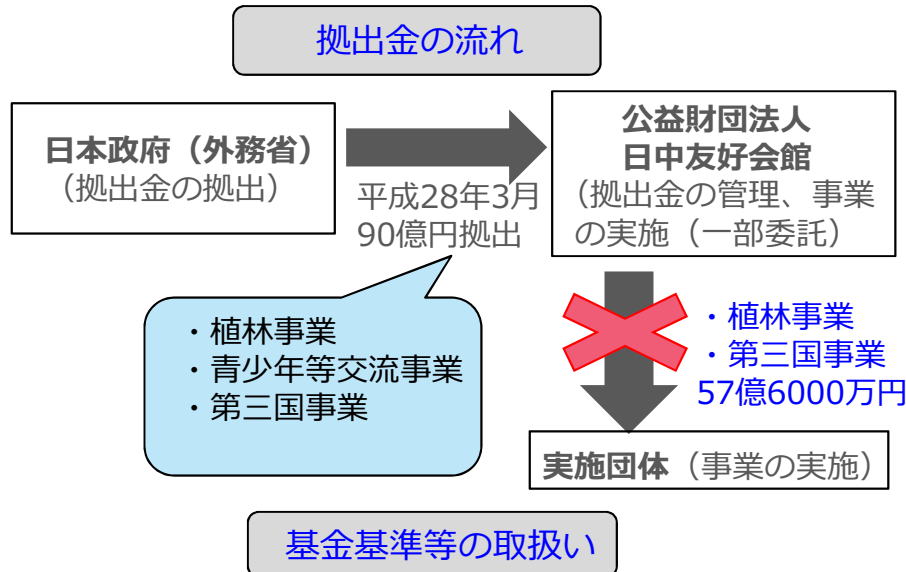
- ✓ 青少年等交流事業は毎年度実施されているが、**植林事業及び第三国事業は、事業が実施されておらず、元年度末において両事業に係る計画額計57億6000万円（拠出金相当額同額）の資金が活用されていなかった**
- ✓ **外務省は**、会館において複数年度にわたって事業を実施するために拠出金を拠出しているのに、交付した資金の名称が「拠出金」であったことなどから基金基準等の対象であると認識していなかったため、拠出金について、**基金基準に基づく指導監督として会館に対して使用見込みの低い資金の取扱いを検討させたり、実施要領に基づく基金シートを通じた点検等を行ったりしていなかった**
- ✓ 拠出金の拠出後4年以上の間、両事業の実施見通しが立っておらず、基金基準等に基づく指導監督及び点検等が行われないまま**資金が活用されずに会館に保有されている状況が継続している事態は適切ではない**

## 当局の処置

- ✓ **外務省は**、2年9月、ガイドライン等を改定して、植林事業及び第三国事業の事業内容を見直した上で事業を実施すること、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより、事業の実施状況に応じて事業内容を見直すとともに、**会館に対して使用見込みが低い資金の取扱いを検討させることなどを定め、使用見込みのない資金が生ずる場合には、その資金を国庫に返納させることとした**
- ✓ **外務省は**、同月、会館に対して通知を発して、上記のガイドライン等に基づいて事業を実施するよう周知するとともに、**関係部局に対して通知を発して、今後、基金法人が複数年度にわたり実施する事業に関して任意拠出金を拠出する場合に同様の事態が生じないように周知徹底した**

# 10.国際連帯事業拠出金の有効活用（処置済）

## 検査の結果



- ・ 青少年等交流事業は平成28年度から毎年度実施されていた一方、
- ・ 植林事業及び第三国事業は実施されておらず、元年度末において両事業に係る計画額計57億6000万円（拠出金相当額同額）の資金が活用されていなかった
- ・ 資金が活用されずに会館に保有されている状況が継続

外務省は、会館において複数年度にわたって事業を実施するために拠出金を拠出しているのに、交付した資金の名称が「拠出金」であったことなどから基金基準等の対象であると認識していなかったため、基金基準に基づく指導監督として会館に対して使用見込みの低い資金の取扱いを検討させていなかった

「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月閣議決定）（抜粋）

- 3 基金の設置及び基金事業に対する指導監督について
- (4) 使用見込みの低い基金等に関する基準
- ア 以下の基準に該当する基金（以下「使用見込みの低い基金等」という。）を保有する基金法人は、定期的な見直しの際に、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納など、その基金の取扱いを検討することとする

「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月行政改革推進会議）（抜粋）

- 第3部 基金の点検等
- 各府省は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。（略）
- 1 基金シート（基金点検票）について
- (1) 基金シート等の作成、公表（略）
- なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

## 外務省が講じた改善の処置

- 外務省は、2年9月、ガイドライン等を改定して、
- ① 植林事業及び第三国事業の事業内容を見直した上で事業を実施する
  - ② 基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより、事業の実施状況に応じて事業内容を見直す
  - ③ 会館に対して使用見込みが低い資金の取扱いを検討させることなどを定め、使用見込みのない資金が生ずる場合には、その資金を国庫に返納させることとした